



第 95 期

定時株主総会 招集ご通知

日時

平成25年6月27日（木曜日）午前10時
（開場午前9時）

場所

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
千里ライフサイエンスセンター
5階「ライフホール」
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

目次

- P 01 株主総会招集ご通知
- P 05 株主総会参考書類
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第3号議案 取締役に対し報酬等としてストックオプションを付与する件
 - 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件
- P 32 事業報告
- P 50 連結計算書類
- P 54 計算書類
- P 58 監査報告書

証券コード 4967
平成25年6月6日

株 主 各 位

大阪市中央区道修町四丁目4番10号
小林製薬株式会社
代表取締役社長 小林 豊

第95期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、当日ご出席いただけない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、3ページ記載のいずれかの方法により、平成25年6月26日（水曜日）正午までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時（開場午前9時）
2. 場 所 大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号
千里ライフサイエンスセンター 5階「ライフホール」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第95期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第95期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第3号議案 取締役に対し報酬等としてストックオプションを付与する件
- 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

4. 株主総会参考書類および招集通知添付書類に関する事項

1. 株主総会参考書類、招集通知に添付すべき事業報告・連結計算書類・計算書類および監査報告については5ページ以降に記載のとおりです。ただし、「業務の適正を確保するための体制」、「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」については、法令および定款第17条の規定にもとづき、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kobayashi.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集通知の添付書類には記載しておりません。
2. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ (<http://www.kobayashi.co.jp>) に掲載させていただきます。

以上

~~~~~  
当日ご出席の際は、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

## 議決権行使の方法についてのご案内

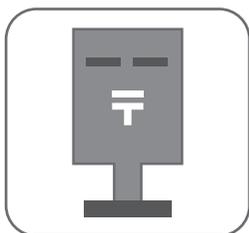
### 株主総会にご出席の場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時  
平成25年6月27日(木曜日)午前10時

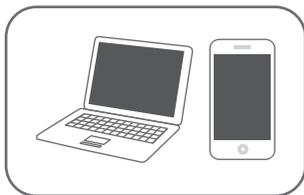
### 書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限  
平成25年6月26日(水曜日)正午到着

### インターネット等による行使の場合



指定の議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。  
(<http://www.evotepj.com/>)

行使期限  
平成25年6月26日(水曜日)正午締め切り

詳細は次ページをご覧ください

## インターネット等による議決権行使の場合の注意点

電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認の上、平成25年6月26日（水曜日）正午までに行使ください。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

### 記

#### 1 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

#### 2 インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト (<http://www.evotep.jp/>) において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス等を防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

#### 3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は株主様のご負担となります。

#### 4 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

システム等に関する  
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 9:00～21:00

機関投資家の皆様へ：議決権行使の方法として「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以上

## 第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化・充実を図るため、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                               | 所有する当社の株式の数 |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1     | こばやし かず まさ<br>小林 一 雅<br>(昭和14年9月19日生) | 昭和37年3月 当社入社<br>昭和41年11月 取締役<br>昭和45年11月 常務取締役<br>昭和51年12月 代表取締役社長<br>平成16年6月 代表取締役会長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>桐灰化学株式会社 代表取締役会長<br>公益財団法人小林国際奨学財団 理事長                                      | 102,301株    |
|       | <b>再任</b>                             |                                                                                                                                                                                            |             |
| 2     | こばやし ゆたか<br>小林 豊<br>(昭和20年5月28日生)     | 昭和43年3月 当社入社<br>昭和51年12月 取締役<br>海外事業部長<br>昭和57年12月 常務取締役<br>昭和60年12月 専務取締役<br>商事事業本部長<br>平成4年12月 取締役副社長<br>平成11年6月 代表取締役副社長<br>平成16年6月 代表取締役社長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社メディコン 代表取締役副会長 | 91,117株     |
|       | <b>再任</b>                             |                                                                                                                                                                                            |             |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                   | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                 | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 3     | <p>小林章浩<br/>(昭和46年5月13日生)</p> <p><b>再任</b></p> | <p>平成10年3月 当社入社</p> <p>平成13年6月 執行役員<br/>製造カンパニープレジデント</p> <p>平成16年6月 取締役<br/>国際営業カンパニープレジデント兼<br/>マーケティング室長</p> <p>平成19年6月 常務取締役</p> <p>平成21年3月 専務取締役 (現任)<br/>製品事業統括本部長 (現任)</p>            | 4,632,352株  |
| 4     | <p>辻野隆志<br/>(昭和24年2月21日生)</p> <p><b>再任</b></p> | <p>昭和47年4月 当社入社</p> <p>平成11年6月 取締役</p> <p>平成12年6月 執行役員<br/>研究開発カンパニープレジデント</p> <p>平成16年6月 常務執行役員</p> <p>平成18年6月 常務取締役</p> <p>平成21年3月 製品事業統括本部 薬粧品事業部長<br/>(現任)</p> <p>平成23年6月 専務取締役 (現任)</p> | 18,378株     |
| 5     | <p>山根聡<br/>(昭和35年4月16日生)</p> <p><b>再任</b></p>  | <p>昭和58年3月 当社入社</p> <p>平成16年3月 執行役員<br/>取締役会室長兼成長戦略室長</p> <p>平成18年6月 取締役<br/>グループ統括本社本部長 (現任)</p> <p>平成23年6月 常務取締役 (現任)</p>                                                                  | 3,965株      |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                         | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社の株式の数 |
|-------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 6     | 辻 晴 雄<br>(昭和7年12月6日生)<br><br><b>再任</b><br>社外取締役候補    | 昭和30年3月 早川電機工業株式会社(現シャープ株式会社)入社<br>昭和61年6月 同社取締役社長<br>平成10年6月 同社相談役<br>平成20年6月 当社社外取締役(現任)<br>平成25年1月 シャープ株式会社特別顧問(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>野村ホールディングス株式会社 社外取締役<br>野村證券株式会社 社外取締役<br>セーレン株式会社 社外取締役                                                                                 | 0株          |
| 7     | 伊藤 邦 雄<br>(昭和26年12月13日生)<br><br><b>新任</b><br>社外取締役候補 | 昭和59年4月 一橋大学商学部助教授<br>平成4年4月 同大学教授<br>平成14年8月 同大学大学院商学研究科長・商学部長<br>平成16年12月 同大学副学長・理事<br>平成18年12月 同大学大学院商学研究科教授(現任)<br>平成19年6月 当社独立委員会委員(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>一橋大学大学院商学研究科教授<br>曙ブレーキ工業株式会社 社外取締役<br>シャープ株式会社 社外取締役<br>三菱商事株式会社 社外取締役<br>東京海上ホールディング株式会社 社外取締役<br>住友化学株式会社 社外取締役 | 0株          |

- (注) 1. 取締役候補者の小林一雅氏は、公益財団法人小林国際奨学財団の理事長を兼務しており、当社は同財団に寄付をしております。
2. 取締役候補者の小林 豊氏は、株式会社メディコンの代表取締役副会長を兼務しており、当社は同社との間に医療機器の販売等の取引関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
4. 辻 晴雄氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定です。

#### 5. 社外取締役候補者 辻 晴雄氏に関する特記事項

- (1) 辻 晴雄氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営に関する豊富な経験と高い見識からの視点に基づく経営の監視・監督機能を期待したためであります。
- (2) 辻 晴雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (3) 辻 晴雄氏が社外取締役を務める野村證券株式会社と当社とは、当社持株会の事務手続きの委託やアドバイザリー契約等を締結しておりますが、同氏は両社において社外取締役であり、直接業務執行に携わっていないため、独立性に問題はないと判断しております。
- (4) 辻 晴雄氏が社外取締役を務める野村證券株式会社において、平成24年6月、インサイダー取引事案に同社社員が関与していることが明らかとなりました。同氏は、当該事件を認識しておりませんでした。日頃から取締役会をはじめ様々な場において、法令遵守の重要性を説き、有益な所見を適宜、提言しておりました。また、事件発覚後は、再発防止について意見を述べるなど、社外取締役としてその職責を果たしております。
- (5) 辻 晴雄氏とは、社外取締役就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結しており、同氏の再任が承認された場合、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を継続する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外取締役は、本契約締結後に、社外取締役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする。

#### 6. 社外取締役候補者 伊藤邦雄氏に関する特記事項

- (1) 伊藤邦雄氏を社外取締役候補者とした理由は、大学教授（会計学・経営学）としての長年の経験および企業の社外役員としての経験を有しており、客観的かつ専門的な視点に基づく経営の監視・監督機能を期待したためであります。また、同氏は社外役員となる以外の方法により企業経営に関与された経験はありませんが、上記理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (2) 伊藤邦雄氏とは、社外取締役就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。

社外取締役は、本契約締結後に、社外取締役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする。

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                           | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                           | 所有する当社の株式の数 |
|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| ふじ っ やす ひこ<br>藤 津 康 彦<br>(昭和47年5月25日生) | 平成6年10月 会計士補登録<br>平成11年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)<br>濱田松本法律事務所(現森・濱田松本法律事務所)入所<br>平成16年5月 米国カリフォルニア大学デービス校ロースクール法学修士(LL.M.)<br>平成16年9月 米国デベヴォイス・アンド・プリンプトン法律事務所勤務<br>平成20年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士(現任)<br>平成20年6月 当社補欠監査役(現任) | 0株          |

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 藤津康彦氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 藤津康彦氏を補欠の社外監査役候補者とする理由は、弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくことを期待したためであります。  
また、同氏は企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、コーポレート・ガバナンスに関する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 藤津康彦氏とは、社外監査役就任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を法令の限度内で締結する予定であります。その契約の内容の概要は、次のとおりであります。  
社外監査役は、本契約締結後に、社外監査役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度とする。

### 第3号議案 取締役に対し報酬等としてストックオプションを付与する件

当社は、平成21年6月26日開催の第91期定時株主総会において、取締役の報酬は年額7億円以内（うち社外取締役分5千万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、当該報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対しストックオプション報酬を付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。ストックオプション報酬の具体的な内容は後記に記載のとおりであります。

当社の現在の取締役は社外取締役を除き5名ですが、第1号議案が承認可決されますと、付与を予定する取締役は5名（社外取締役には付与いたしません。）であります。

#### 1. 取締役に対し報酬等としてストックオプションを付与することを相当とする理由ならびに算定の基準

ストックオプションは、当社取締役の業績向上へのインセンティブを高めることにより、当社の企業価値向上を図ることを目的としており、報酬制度として相当と判断するものであります。ストックオプションに用いる新株予約権の数は、金銭報酬の水準とのバランス、当社の置かれた経営環境、他社における動向などを踏まえ算定いたしました。

なお、割当日以降の各事業年度における費用は、かかる本新株予約権のブラックショールズモデル等を用いて算定した割当日現在における公正な単価を基礎に、「ストック・オプション等に関する会計基準」（企業会計基準第8号）に従い適正に計上いたします。

#### 2. スtockオプション報酬の内容

下記に従った内容の新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）を、本株主総会終結の日から1年以内の日において、240個を上限として取締役に割り当てます。

#### 記

##### (1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

普通株式24,000株を上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式数（以下、「付与株式数」という。）を100株とする。

ただし、下記の定めにより付与株式数が調整される場合には、当該調整後の付与株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整される。

- ①当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

- ②当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、およびその他これらの場合に準じて付与株式数を調整すべき場合、当社は必要と認める調整を行う。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は当該終値を行使価額とする。

なお、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社普通株式の分割または併合が行われる場合には、行使価額は当該株式の分割または併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。なお、当社が合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、およびその他これらの場合に準じて行使価額を調整すべき場合、当社は必要と認める調整を行う。

### (3) 新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

### (4) 新株予約権の行使期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から2年を経過した日を始期として3年間とする。

### (5) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使の時点において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社または当社子会社の取締役または監査役の任期満了による退任、当社または当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。
- ③ その他の条件（上記①および②に関する詳細も含む）は、取締役会により決定する。

### (6) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

### (7) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項および細目等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

## 第4号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、第92期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいた上で、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「現行買収防衛策」といいます。）を導入いたしました。

その後も、当社取締役会は、買収防衛策に関する動向等を勘案しながら現行買収防衛策について検討を進めてまいりました結果、平成25年5月27日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現行買収防衛策の一部を変更した上で継続することを決定いたしました（以下、変更後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）。

本プランにつきましても、当社株式の大規模買付者に対して、十分な情報提供および適切な評価期間を要請することにより株主の皆様が適切な判断を行えるようにするためのルールを定めるものであり、大規模買付行為そのものを阻害したり、大規模買付行為に応じるか否かについての株主の皆様判断の機会を奪うものではありません。

本プランの内容は、本ページから31ページに記載しておりますが、現行買収防衛策からの変更の概要は子会社の売却に伴う事業範囲の変更および独立委員会委員の変更の2点となります。

本プランにつきましては、本定時株主総会において株主の皆様にご承認いただくことを条件として監査役全員の同意を得ております。

つきましては、本プランの導入について、株主の皆様にお諮りするものであります。

### I 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

小林製薬グループは、「我々は、絶えざる創造と革新によって新しいものを求め続け、人と社会に素晴らしい『快』を提供する」という経営理念の下、家庭用品製造販売事業を中心に営んでおります。

家庭用品製造販売事業では、常に新市場を創造する製品やサービスの提供により顧客の潜在ニーズを開拓することに努めております。

同時に、人々の健康や命に関わる製品やサービスを提供していることから、より徹底した品質管理の実践にも取り組んでおります。これらはお客様にとっての「健康であること」、「心地よいこと」、「便利であること」等を提供する、いわば“あったらいいな”をカタチにするという精神をもって事業活動を行うものであり、総合健康企業としての当社の使命であると考えております。

当社は上場会社である以上、当社の株式が市場で自由に取引されるべきことは当然であり、特定の者の大規模な買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような当社の株式買付提案に応じるか否かの最終判断は株主の皆様委ねられるべきものであります。

しかし、株式の大規模な買付のなかには、専ら買付者自らの利潤のみを追求しようとするもの、株主の皆様の株式の売却を事実上強要するもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうと思われるものも散見されます。

当社が、企業価値の源泉を見失うことなく、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、常に中長期的な視点に立ち、参入している各事業領域でナンバーワンとなる競争力を強化する必要があります。それは、競合他社よりも早くお客様に今までになかった価値ある製品やサービスを提供することにより新市場を創造する戦略と、既存事業をより強固にする戦略を同時に遂行することと考えております。これを当社グループが具現化できる所以は、全社員がブランド憲章（後述）を共有していると同時に、それを実現できる自由闊達でチャレンジできる社風が整っているからだと考えております。

一方、平成25年3月31日現在において、別紙4「当社の大株主の状況」の記載内容を含む当社役員およびその関係者によって発行済株式の約30%が保有されております。しかし、当社の大株主は個人株主でもあることから各々の事情に基づき株式を譲渡その他の処分をしていく可能性は否定できません。また、今後も株式の一層の流動性の向上および株主数の増加を目的とした施策の実施もあり得ることから、その場合にはそれら株主の持株比率が低下する可能性があります。このため、今後当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する株式の大規模な買付がなされる可能性を有すると考えております。

これらを考慮し、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社に対して下記Ⅲ 1. ①または②に該当する買付け等（取締役会が友好的と認めるものを除き、以下、「大規模買付行為」といいます。）が行われた際に、かかる大規模買付行為を行う者（以下、「大規模買付者」といいます。）に対し、遵守すべき手続きを明確にし、株主の皆様が適切な判断を行うための時間と情報を確保するとともに、株主の皆様を経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくことを可能とするため、以下のとおり本プランの導入を決定いたしました。

なお、本プラン導入を決定した現時点におきましては、特定の第三者より大規模買付行為を行う旨の提案を受けている事実はありません。

## II 基本方針の実現に資する取組みについて

当社は企業価値向上に全社員が取り組むべくブランド憲章を策定しており、その内容は以下のとおりです。

私たちは、日々変化し進化するお客様のニーズを解決するだけでは満足しません。

お客様も気づいていない必要なものを発見し、「こんなものがあつたらいいな」をカタチにして、一刻も早く送り届けます。

お客様の立場で開発した製品やサービスが、社会の信頼、お客様の期待を裏切ることのない品質を私たちは追求します。

暮らしの中の発見から生まれた喜びが、いつしか世界にも広がることを夢見て。

私たちはお客様と深く関わり合い、今までになかった満足を提供することによって社会に貢献する開発中心型企业です。

このように、小林製薬グループはお客様の「“あつたらいいな”をカタチにする」をコーポレートブランドスローガンに掲げ、毎期、お客様に新しい価値を提供する新製品に関して業界内では類を見ない発売数を誇っております。また、各製品のコンセプトを明確にし、お客様に製品の特徴を容易に理解いただくため、わかりやすいマーケティングを実践しているのも当社の大きな特徴です。これらの施策を継続、徹底することにより業績拡大、企業価値向上が実現できるものと考えております。

当社は企業価値の最大化を実現するためには株主価値を高めることが課題であると認識し、このため迅速かつ正確な情報開示と、経営の透明性の向上に努めるため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。具体的には、社長および執行役員が経営の執行にあたる一方で、会長を議長とする取締役会が経営の監督機能を担うという体制を整備し、さらには社外取締役と社外監査役を選任することで監督機能を強化しております。

また、当社グループでは、経営陣に対して現場の生の声を直接伝える場を積極的に設ける等、誰に対しても意見が言える非常に風通しの良い社風を持ち合わせております。この社風を維持、発展させることも有効なコーポレート・ガバナンスの手段であると考えております。

当社は、上記のような企業価値向上に向けたさまざまな取組みが株主の皆様をはじめ全てのステークホルダーの皆様の利益に繋がるものと確信しております。

### Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本プランの内容）

#### 1. 対象となる大規模買付行為

本プランにおいて、大規模買付行為とは、次の①または②に該当する買付行為を指します。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）について、保有者（注2）の株券等保有割合（注3）が20%以上となる買付け等（注4）
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）にかかる株券等の株券等所有割合（注7）およびその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本プランにおいて別段の定めがない限り同じとします。

注2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。本プランにおいて同じとします。

注3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本プランにおいて同じとします。なお、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、ならびに(ii)大規模買付者との間でファイナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに大規模買付者の公開買付代理人および主幹事証券会社は、大規模買付者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照できるものとしします。

注4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

注5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

注6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

注7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本プランにおいて同じとします。

注8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます）。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本プランにおいて同じとします。

#### 2. 本プランに定める手続き

##### (1) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、取締役会が友好的な買付け等であると認めた場合を除き、まず、代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先および提案する大規模買付行為の概要を明示した、本プランに従う旨の「意向表明書」を当社所定の書式により提出していただきます。

次に、取締役会は、意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様への判断および取締役会としての意見形成のために必要な情報（以下、「本必要情報」といいます。）のリストを交付し、本必要情報の提供を求めます。提供していただいた情報を精査した結果、本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

- ① 大規模買付者およびそのグループ（大規模買付行為に関し大規模買付者と意思の連絡のある者（共同保有者（注9）、特別関係者および（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員を含みます。））の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、株券等の所有状況および取引状況、当該大規模買付行為と同種の過去の取引の詳細およびその結果、当社の事業と同種の事業についての経験等を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対価の価額・種類、買付予定の株券等の数および買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性に関する情報等を含みます。）
- ③ 大規模買付行為の対価の価額の算定根拠（算定の前提事実、算定の経緯、算定方法、算定に用いた数値情報、大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容の詳細、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。）
- ④ 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。））の具体的な名称、同資金に関し大規模買付者の有する当社株券等その他の資産等への担保権設定の状況、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤ 当社および当社グループの経営に参画した後に想定している、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用およびそれらを具体的に実現するための施策等当社の持続的かつ継続的な企業価値向上のための施策およびそれにより企業価値が向上される根拠
- ⑥ 大規模買付行為完了後における当社および当社グループの従業員、労働組合、取引先、顧客、地域関係者その他の当社および当社グループの利害関係者に対する対応方針
- ⑦ 当社の他の株主との間に利益相反が生ずる場合、それを回避するための具体的施策

⑧ その他取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断する情報

注9 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（取締役会がこれらに該当すると認めたる者を含みます。）。本プランにおいて同じとします。

なお、取締役会は、意向表明書が提出された事実および取締役会に提供された本必要情報のうち、株主の皆様の判断のために必要であると認められる事項を、取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

## (2) 独立委員会の設置

当社は、本プランを適正に運用し、取締役会または取締役によって恣意的な判断がなされることを防止するため、別紙1「独立委員会規則」に従い、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役、当社社外監査役、および社外有識者（注10）のなかから選任します。本議案が承認された場合に選任する予定の独立委員会の委員の氏名・略歴は別紙3「独立委員会委員の氏名・略歴」に記載のとおりです。

注10 社外有識者は、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法・経営学等を主たる研究対象とする学識経験者、またはこれらに準ずる者を対象として選任するものとします。

取締役会は、大規模買付者より本必要情報の提出を受けたときは、これを遅滞なく独立委員会に送付します。

本プランにおいては、下記Ⅲ3. (1)のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、原則として大規模買付行為に対する対抗措置を発動せず、下記Ⅲ3. (2)のとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、対抗措置を発動する場合がある、という形で対抗措置発動に係る客観的な要件を設定しておりますが、下記Ⅲ3. (1)に記載のとおり例外的対応をとる場合、ならびに下記Ⅲ3. (2)に記載のとおり対抗措置を発動する場合には、取締役会は、取締役会の判断の合理性を担保するため、独立委員会に諮問することとします。

独立委員会は、別紙1「独立委員会規則」に定められた手続きに従い、大規模買付者の買付内容につき評価、検討し、取締役会に対する勧告を行います。取締役会はその勧告を最大限尊重し、上記対抗措置の発動または不発動等に関する決議を速やかに行うものとします。取締役会は、かかる決議を行った場合、速やかに情報開示を行うものとします。

### (3) 取締役会による評価期間

大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、取締役会は、取締役会による評価・検討、大規模買付者との交渉、大規模買付行為に対する意見形成、代替案立案のための期間（以下、「評価期間」といいます。）として、当該買付の内容に応じて下記①または②の期間を設定します。大規模買付行為は、大規模買付者が取締役会に対して本必要情報の提供を完了し、評価期間が経過し、取締役会が必要と判断した場合には、(4)の株主意思確認手続を経た後にのみ開始されるものとします。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる株式の買付の場合には60日間
- ② その他の買付の場合には90日間

ただし、取締役会は、上記①または②の評価期間の延長が必要と判断した場合は、独立委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で必要に応じて評価期間を最大30日間延長できるものとします。

評価期間中、取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価、検討します。また、取締役会は必要に応じ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者との間で条件改善について交渉を行うこと、あるいは、株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

なお、取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、適切な時点でその旨および評価期間が満了する日を公表いたします。また、独立委員会の勧告を受け、評価期間を延長する場合には、延長期間とその理由を適切な時点で開示します。

### (4) 株主意思確認手続

取締役会は、大規模買付行為に対する対抗措置を発動するにあたり、株主の皆様のご意見を尊重する趣旨から、独立委員会の勧告を受けた上で、大規模買付行為に対し、対抗措置発動の可否またはその条件について株主の皆様にご判断していただくこともできるものとします。

株主の皆様の意思の確認は、会社法上の株主総会またはそれに類する手続（以下、「株主意思確認手続」といいます。）による決議によるものとします。取締役会は、株主意思確認手続を開催する場合には、株主意思確認手続の決議の結果に従い、大規模買付行為の提案に対し、対抗措置を発動または発動しないことといたします。

なお、取締役会は、株主意思確認手続において議決権を行使しうる株主を確定するために基準日（以下、「本基準日」といいます。）を設定するにあたっては、本基準日の2週間前までには当社定款に定める方法によって公告するものとします。

- ① 株主意思確認手続において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記録された株主とします。
- ② 株主意思確認手続による場合には、議決権を行使できる株主に対して、招集通知を株主意思確認手続の2週間前の日までに発送します。

取締役会は、株主意思確認手続にて株主の皆様が判断するための情報等に関し、重要な変更等が発生した場合には、株主意思確認手続の本基準日を設定した後であっても、本基準日の変更、または株主意思確認手続の延期もしくは中止をすることができるものとします。

### 3. 大規模買付行為がなされた場合の対応策

#### (1) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守した場合には、取締役会は、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および取締役会が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付行為が次の①から⑦までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると取締役会または株主意思確認手続において判断したときに、取締役会は、新株予約権の無償割当てその他法令または当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗するものとします。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的な対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は、別紙2「新株予約権概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、特定株主グループ（注11）に属する者（以下、「非適格者」といいます。）でないことを新株予約権の行使条件または取得条件とする、新株予約権の譲渡を自由とする等、対抗措置としての効果および株主の皆様の投下資本回収の便宜等を勘案した変更を行うことがあります。

注11 (i) 大規模買付者が上記Ⅲ 1. ①の大規模買付行為を行う者である場合は、保有者の株券等保有割合が20%以上の場合の保有者およびその共同保有者を、(ii) 大規模買付者が上記Ⅲ 1. ②の大規模買付行為を行う者である場合は、大規模買付者およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上の場合の大規模買付者およびその特別関係者をいいます。

なお、対抗措置を発動する際の判断の客観性および合理性を担保するため、取締役会は、大規模買付者の提供する本必要情報に基づいて、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容や、大規模買付行為が株主の皆様の全体の利益に与える影響を検討し、独立委員会からの勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重した上で判断します。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株券等を当社関係者に引き取らせることを目的とする場合
- ② 会社経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行うことを目的とする場合
- ③ 会社経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする場合
- ④ 会社経営を一時的に支配して当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをすることを目的とする場合
- ⑤ 最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことを目的とする場合（いわゆる強圧的二段階買収）
- ⑥ 大規模買付行為の条件（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行可能性、大規模買付行為の後の経営方針・事業計画、および大規模買付行為の後の当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適当なものであると合理的な根拠を持って判断できる場合
- ⑦ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社グループの従業員、顧客、取引先等との関係または当社のコーポレートブランド価値、企業文化を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大な侵害をもたらすおそれがある大規模買付行為である場合

## (2) 大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者により、本プランに定める手続きが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等の対抗措置を発動する場合があります。取締役会は、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守したか否か、対抗措置の発動の適否、発動する場合の対抗措置の内容について、外部専門家等の意見も参考にし、また独立委員会の勧告および株主意思確認手続の結果を最大限尊重し決定します。

具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として、新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は別紙2「新株予約権概要」に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを実施する場合には、非適格者でないことを新株予約権の行使条件または取得条件とする等、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および条件等を設けることがあります。

## (3) 対抗措置発動の中止・変更について

大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行う等、対抗措置を発動することが適切でないとする取締役会が判断した場合には、取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置発動を中止または変更することができるものとします。例えば、当社が大規模買付行為に対する対抗措置として新株予約権の無償割当てをする場合においては、次のとおり、対抗措置発動を中止または変更することができるものとします。

- ① 新株予約権の無償割当ての効力発生日までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の無償割当てを中止する。
- ② 新株予約権の無償割当ての効力発生日後においては、行使期間開始までの間は、独立委員会の勧告を受けた上で当該新株予約権を無償取得する。

このような対抗措置発動の中止または変更を行う場合は、取締役会は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかに情報開示を行うものとします。

## 4. 株主および投資家の皆様に与える影響等

### (1) 本プランが株主および投資家の皆様に与える影響等

本プランは、上記 I にて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するため、あるいは取締役会が代替案を提示するために、必要な情報や時間を確保すること等を可能とすることを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、ひいては株主の皆様全体の利益を確保・向上させることにつながるものと考えております。

なお、上記Ⅲ 3. において述べたとおり、大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## **(2) 本プラン導入時に株主および投資家の皆様に与える影響**

本プランの導入時には、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動自体は行われません。従って、株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

## **(3) 本プランに定める対抗措置の発動時に株主および投資家の皆様に与える影響等**

大規模買付者が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、場合によっては株主意思確認を行った上で、法令または当社定款により認められている対抗措置を発動することがありますが、当該対抗措置の仕組み上株主の皆様（本プランに定める手続きに違反した大規模買付者、および、本プランに定める手続きを遵守した場合であったとしても、大規模買付行為が上記Ⅲ 3. (1)の①から⑦までに掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある場合で、かつ、対抗措置を発動することが相当であると取締役会または株主意思確認手続において判断した場合の大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。取締役会または株主意思確認手続において具体的対抗措置を発動することを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行います。

なお、取締役会において、対抗措置として新株予約権の無償割当てが決議された場合には、当該決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、原則としてその保有する株式1株につき1個の割合で新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記Ⅲ 4. (4)①において詳述する新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式が希釈化されることとなります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、取締役会が新株予約権の無償割当ての中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当てに係る権利落日以降に株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### (4) 対抗措置として新株予約権の無償割当てを選択した場合に株主の皆様に必要な手続き

- ①当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、新株予約権の行使請求書（行使に係る新株予約権の内容および数、新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとし、ます。）その他新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。  
新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内であつ当社による新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、新株予約権1個当たり金1円以上で取締役会において定める価額を払込取扱場所に払い込んでいただきます。
- ②当社は、取締役会が新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主の皆様へ新株を交付することがあります。新株予約権の取得と引換えに株式を株主の皆様へ交付するときは、速やかにこれを交付いたします。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

#### 5. 本プランの有効期間、継続と廃止および変更

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様の承認を停止条件として、同承認があつた日より発効することとし、有効期間は平成28年6月30日までに開催される第98期定時株主総会の終結の時までとします。ただし、定時株主総会において本プランを継続することが承認された場合は、かかる有効期間はさらに3年間延長されるものとします。取締役会は、本プランを継続することが承認された場合、その旨を速やかにお知らせします。

本プランについては、有効期間の満了前であっても、株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは、株主の皆様のご意向に従ってこれを廃止することが可能です。

また、取締役会は、本プランの有効期間中であっても、株主総会決議の趣旨に反しない場合（平成25年5月27日以降、本プランに関する法令・金融商品取引所規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。

当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止または変更等の事実、ならびに変更等の場合には変更等の内容その他取締役会が適切と認める事項について、情報開示を速やかに行います。

## IV 本プランの合理性

### 1. 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に示された考え方にも沿った内容になっております。

### 2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されること

本プランは、上記Ⅰにて記載したとおり、大規模買付行為がなされた際に、大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入されるものです。

### 3. 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

本プランは、本定時株主総会における株主の皆様からのご承認をもって発効します。

また、取締役の任期は1年となっていますので、たとえ本プランの有効期間中であっても、取締役の選任を通じて株主の皆様のご意向を示していただくことが可能です。さらに、対抗措置の発動にあたっては、株主意思の確認が行われる場合もありますし、上記Ⅲ 5. に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において、本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることになっております。その意味で、本プランの消長には、株主の皆様のご意思が反映されることとなっております。

### 4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、上記Ⅲ 3. (1)(2)にて記載したとおり、大規模買付者による買付提案に応じるか否かが、最終的には株主の皆様ご判断に委ねられるべきであることを原則としており、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されております。このように、本プランは取締役会による恣意的な対抗措置の発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

## 5. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、対抗措置の発動および本プランの廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置します。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、上記Ⅲ 2. (2)に記載したとおり、独立委員会が、別紙1「独立委員会規則」に従い、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあるか否か等を評価、検討し、取締役会に対して勧告を行い、取締役会はその勧告を最大限尊重して決議を行うこととします。このように、独立委員会によって、取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

## 6. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ 5. に記載したとおり、本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、大規模買付者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

## 別紙 1

### 独立委員会規則

1. 独立委員会は取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は、3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役および社外有識者のなかから、取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは会社法・経営学等を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。
3. 独立委員会委員の任期は、平成28年6月30日までに開催される第98期定時株主総会の終結の時までとする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して取締役会に対して勧告する。取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動または不発動等に関する決議を行う。

なお、独立委員会の各委員および各取締役は、こうした決定にあたっては、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

  - ① 本プランの対象となる大規模買付行為への該当性
  - ② 取締役会の評価期間の延長
  - ③ 対抗措置の発動または不発動
  - ④ 対抗措置の中止または変更
  - ⑤ 本プランの廃止または変更
  - ⑥ その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が独立委員会に諮問した事項
5. 上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  - ① 大規模買付者および取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
  - ② 大規模買付行為の内容の精査・検討
  - ③ 取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
  - ④ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
  - ⑤ 取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

6. 独立委員会は、意向表明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、取締役会を通して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることができる。また、独立委員会は、大規模買付者から意向表明書および取締役会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付行為の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
9. 各独立委員会委員は、大規模買付行為がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以上

## 別紙 2

### 新株予約権概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件  
取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記載された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数  
新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、原則新株予約権1個につき1株とする。授權枠の範囲内で1株を超える数を定めることができるものとする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 発行する新株予約権の総数  
新株予約権の割当総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 新株予約権の発行価額  
無償とする。
5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額  
各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。
7. 新株予約権の行使条件  
非適格者に行使を認めないこと等を行行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定めるものとする。
8. 新株予約権の行使期間等  
新株予約権の行使期間、取得事由および取得条件その他必要な事項については、取締役会が別途定めるものとする。

以 上

## 別紙 3

独立委員会委員の氏名・略歴

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| <b>黒田 章裕</b> | (くろだ あきひろ)                  |
| 昭和47年        | コクヨ株式会社入社                   |
| 昭和52年        | 同社取締役就任                     |
| 昭和56年        | 同社常務取締役就任                   |
| 昭和60年        | 同社専務取締役就任                   |
| 昭和62年        | 同社代表取締役副社長就任                |
| 平成元年         | 同社代表取締役社長就任                 |
| 平成23年        | 同社代表取締役社長執行役員就任<br>現在に至る    |
| <b>高原 豪久</b> | (たかはら たかひさ)                 |
| 昭和61年        | 株式会社三和銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 |
| 平成3年         | ユニ・チャーム株式会社入社               |
| 平成7年         | 同社取締役就任                     |
| 平成9年         | 同社常務取締役就任                   |
| 平成13年        | 同社代表取締役社長就任                 |
| 平成16年        | 同社代表取締役社長執行役員就任<br>現在に至る    |
| <b>鳥飼 重和</b> | (とりかい しげかず)                 |
| 平成2年         | 弁護士登録<br>鈴木秀雄（卓之輔）法律事務所入所   |
| 平成3年         | 多賀健次郎法律事務所入所                |
| 平成6年         | 鳥飼経営法律事務所創設                 |
| 平成12年        | 鳥飼総合法律事務所に名称変更<br>現在に至る     |

以上

## 別紙 4

### 当社の大株主の状況

平成25年3月31日現在の当社の大株主の状況は次のとおりです。

| 株 主 名                                                               | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|---------------------------------------------------------------------|---------|---------|
| 小 林 章 浩                                                             | 4,632千株 | 11.3%   |
| 公 益 財 団 法 人 小 林 国 際 奨 学 財 団                                         | 3,000   | 7.3     |
| 井 植 由 佳 子                                                           | 2,596   | 6.3     |
| ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー                     | 1,702   | 4.1     |
| ス テ ー ト ス ト リ ー ト バ ン ク ア ン ド ト ラ ス ト カ ン パ ニ ー 505223              | 1,545   | 3.7     |
| 渡 部 育 子                                                             | 1,275   | 3.1     |
| ザ チ ェ ー ス マ ン ハ ッ タ ン バ ン ク イ ン イ ロ ン ド ン イ ス イ ル オ ン バ ス ア カ ウ ン ト | 1,260   | 3.0     |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                       | 1,151   | 2.8     |
| 宮 田 彰 久                                                             | 1,148   | 2.8     |
| 有 限 会 社 鵬                                                           | 1,089   | 2.6     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,576,537株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

以 上

## 三 1. 当社グループの現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の我が国の経済は、東日本大震災の復興需要などに支えられ、景気は緩やかに持ち直しつつあるものの、個人消費や企業活動は依然厳しく、先行き不透明な状況で推移いたしました。

そうした状況のなかで当社グループは、経営理念である「人と社会に素晴らしい快を提供する」の精神を一層発揮すべきときと考え、顧客の潜在ニーズを満たす新製品やサービスの提供、市場の活性化を促す既存

ブランドの育成、今後の成長事業への投資に努めてまいりました。

また近年、事業の選択と集中を図り、平成24年5月31日付けで連結子会社の小林メディカル株式会社の株式の80%を三菱商事株式会社に譲渡しました。

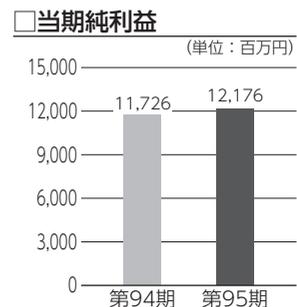
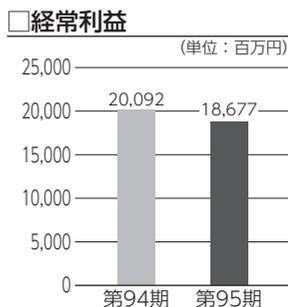
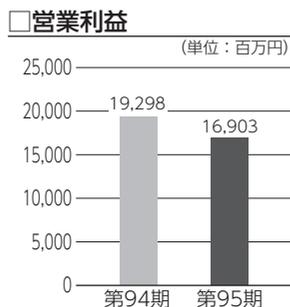
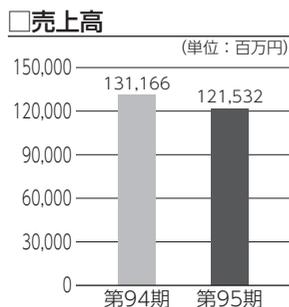
その結果、以下のとおりとなりました。

|            |                               |
|------------|-------------------------------|
| <b>売上高</b> | <b>121,532百万円</b> (前期比 92.7%) |
|------------|-------------------------------|

|             |                              |
|-------------|------------------------------|
| <b>経常利益</b> | <b>18,677百万円</b> (前期比 93.0%) |
|-------------|------------------------------|

|             |                              |
|-------------|------------------------------|
| <b>営業利益</b> | <b>16,903百万円</b> (前期比 87.6%) |
|-------------|------------------------------|

|              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| <b>当期純利益</b> | <b>12,176百万円</b> (前期比 103.8%) |
|--------------|-------------------------------|



## <家庭用品製造販売事業>

当事業では、新市場の創造と既存市場の拡大を目指した新製品を25品目発売いたしました。なかでも、気軽に新しい香りが楽しめるお部屋用芳香消臭剤「Sawaday Happy (サワデーハッピー)」や、肥満症改善薬「ナイトールG」が好調に売上を伸ばし、業績に貢献しました。

既存品においては、歯槽膿漏を予防する薬用ハミガキ「生葉」や、虫歯・歯周病の原因となる食べカスや歯垢を除去する歯間清掃具「糸ようじ」・「やわらか歯間ブラシ」、大容量タイプの芳香消臭剤「お部屋の消

臭元」・「トイレの消臭元」などの売上が堅調に推移しました。

一方、夏場の天候不順の影響から、衛生雑貨品における額用冷却シート「熱さまシート」や冷却ジェルマット「熱さまひんやりジェルマット」などの暑さ対策製品が苦戦し、売上は前年を下回りました。

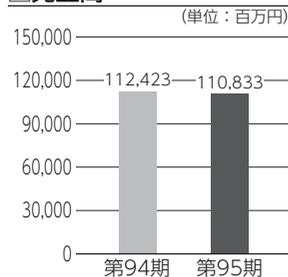
その結果、以下のとおりとなりました。

**売上高** 110,833百万円 (前期比 98.6%)

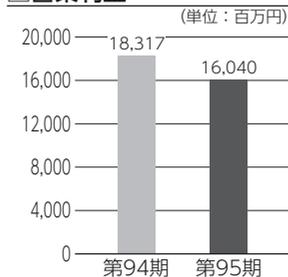
**経常利益** 15,870百万円 (前期比 90.4%)

**営業利益** 16,040百万円 (前期比 87.6%)

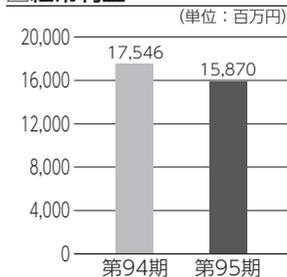
売上高



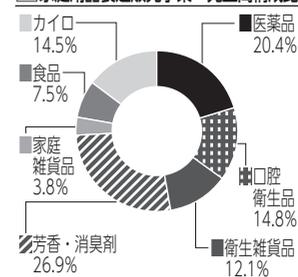
営業利益



経常利益



家庭用品製造販売事業 売上高構成比

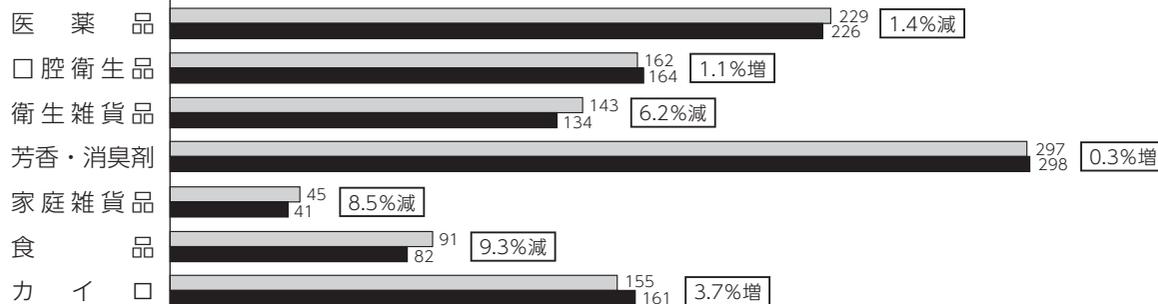


## 家庭用品製造販売事業

### 売上高の内訳

■ 94期 ■ 95期

(単位：億円)



## <通信販売事業>

当事業では、栄養補助食品、スキンケア製品等の通信販売を行っており、広告展開やダイレクトメールを中心とした販売促進による、新規顧客の開拓と既存顧客への購入促進に努めました。

化粧品「ヒフミド」や育毛液「アロエ育毛液」については堅調に売上を伸ばしましたが、売上の大半を占める栄養補助食品は苦戦しました。

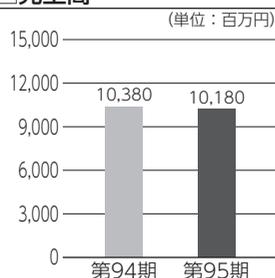
その結果、以下のとおりとなりました。

**売上高** 10,180百万円 (前期比 98.1%)

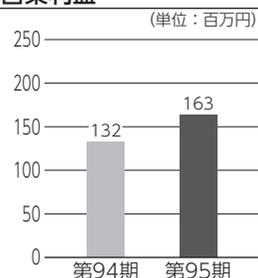
**経常利益** 168百万円 (前期比 122.8%)

**営業利益** 163百万円 (前期比 123.5%)

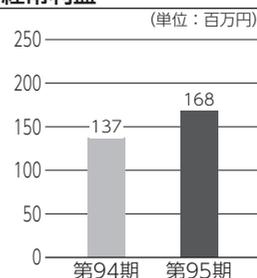
□売上高



□営業利益



□経常利益



## <医療関連事業>

当事業では、連結子会社の小林メディカル株式会社が市場の拡大が見込まれる整形外科領域、手術室関連領域に特化する選択と集中を図りました。なお、平成24年5月31日付けで、同社株式の80%を三菱商事株式会社に譲渡したため、同社は連結子会社から持分法適用関連会社となり、平成24年11月1日付けで、日本メディカルネクスト株式会社に社名を変更しております。

さらに、日本メディカルネクスト株式会社の株式20%を平成25年5月20日付けで三菱商事株式会社に譲渡しております。

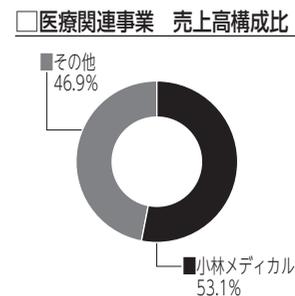
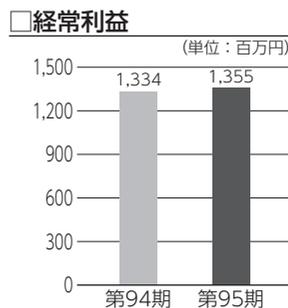
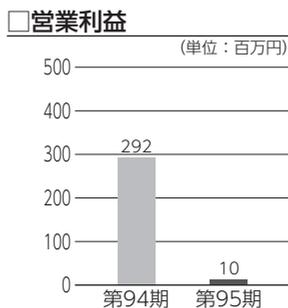
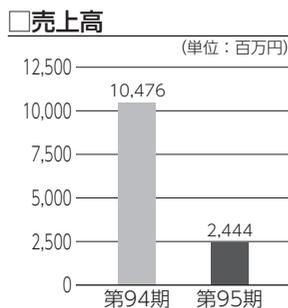
また、イーベント社については、平成23年7月31日付けで、MBO方式により全株式を譲渡しております。

その結果、以下のとおりとなりました。

|     |                      |
|-----|----------------------|
| 売上高 | 2,444百万円 (前期比 23.3%) |
|-----|----------------------|

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 経常利益 | 1,355百万円 (前期比 101.6%) |
|------|-----------------------|

|      |                  |
|------|------------------|
| 営業利益 | 10百万円 (前期比 3.6%) |
|------|------------------|



## 医療関連事業 売上高の内訳

□ 94期 ■ 95期

(単位：億円)



## <その他事業>

前記の3事業をサポートする当事業（運送業、合成樹脂容器の製造販売、保険代理業、不動産管理、広告企画制作等）では、各社が独立採算で経営をしているものの、3事業への利益貢献もその目的としており、

資材やサービス提供についてその納入価格の見直しを適宜行いました。

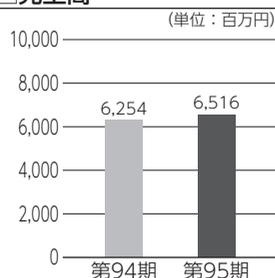
その結果、以下のとおりとなりました。

**売上高** 6,516百万円 (前期比 104.2%)

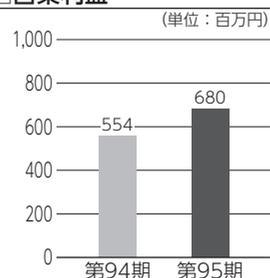
**経常利益** 1,512百万円 (前期比 122.6%)

**営業利益** 680百万円 (前期比 122.6%)

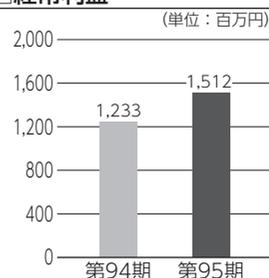
売上高



営業利益



経常利益



## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は、主に生産力強化のための生産設備や金型購入等、総額3,173百万円となりました。

## ③ 資金調達の状況

特記すべき事項はございません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

特記すべき事項はございません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はございません。

## ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はございません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成25年2月26日付け株式譲渡契約に基づき、平成25年3月11日付けで六陽製薬株式会社の株式の93.9%を取得しております。

また、平成24年5月31日付けで小林メディカル株式会社の株式の80%を三菱商事株式会社に譲渡しております。そのため、小林メディカル株式会社は連結子会社から持分法適用関連会社となりました。なお、小林メディカル株式会社は平成24年11月1日付けで、日本メディカルネクスト株式会社に社名を変更しております。

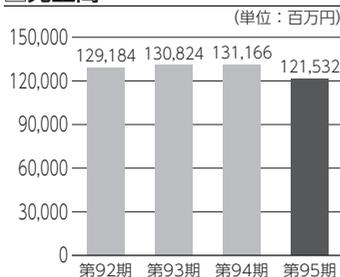
さらに、平成25年5月20日付けで日本メディカルネクスト株式会社の株式の20%を三菱商事株式会社に譲渡しております。

## (2) 財産および損益の状況

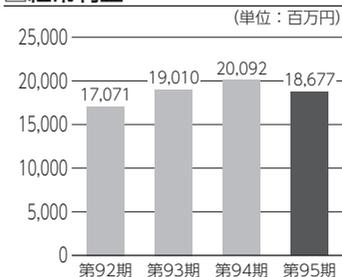
|                | 第92期<br>(平成22年3月期) | 第93期<br>(平成23年3月期) | 第94期<br>(平成24年3月期) | 第95期<br>(平成25年3月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高 (百万円)      | 129,184            | 130,824            | 131,166            | 121,532            |
| 経常利益 (百万円)     | 17,071             | 19,010             | 20,092             | 18,677             |
| 当期純利益 (百万円)    | 9,249              | 9,335              | 11,726             | 12,176             |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 225.88             | 227.98             | 286.36             | 297.37             |
| 純資産 (百万円)      | 84,603             | 91,342             | 101,879            | 114,872            |
| 総資産 (百万円)      | 131,972            | 134,356            | 147,890            | 157,106            |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均株式総数に基づき算出しております。  
2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

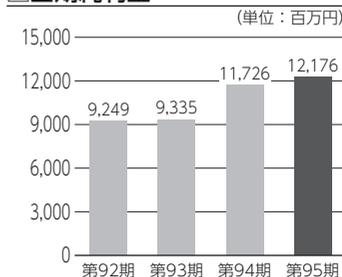
### 売上高



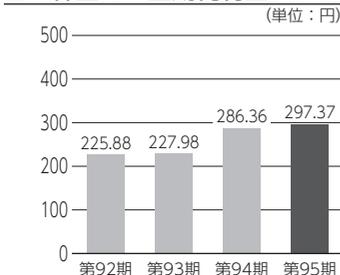
### 経常利益



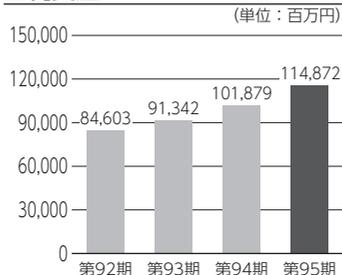
### 当期純利益



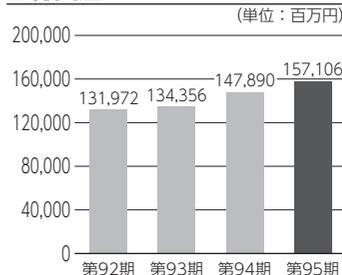
### 1株当たり当期純利益



### 純資産



### 総資産



### (3) 対処すべき課題

今後の我が国の経済は、政府・日本銀行による金融・財政政策により円安や株価の上昇など回復の兆しが見られるものの、雇用環境や所得の改善の見込みが少ないことから個人消費は依然厳しく、今後も先行き不透明な状態が続くと思われま

す。このような状況にあつて、当社グループでは「“あったらいいな”をカタチにする」をブランドスローガンに、今までにない付加価値のある新製品を開発し、お客様に提供することに努めてまいります。

家庭用品製造販売事業では、引き続きお客様の潜在ニーズを満たす新製品を発売し、新たな需要喚起を図ってまいります。また、高齢化や健康意識の高まりから漢方や口腔衛生品などのヘルスケア領域の強化に努め、ブランドごとに策定したマーケティングプランに基づき、積極的な販売活動を行ってまいります。大きな成長が見込める海外事業では、米国、中国、東南アジアを中心に、カイロや「熱さまシート」を中心とした販売戦略のもと、さらなる売上拡大に取り組んでまいります。

通信販売事業では、引き続き栄養補助食品やスキンケア製品において積極的な販売促進活動を行い、既存顧客への継続購入の促進に努め、売上拡大を図ってまいります。また、化粧品「ヒフミド」や育毛液「アロエ育毛液」などのスキンケア製品では積極的な広告展開も行い、新規顧客の開拓に努めてまいります。

当社グループは、経営理念「人と社会に素晴らしい快を提供する」に基づき、今後も徹底した品質管理のもと、製品・サービスの開発を実践してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### (4) 主要な事業内容（平成25年3月31日現在）

家庭用医薬品、医薬部外品、医療機器、日用雑貨および健康食品等の製造・販売、医療機器の輸入

#### (5) 重要な親会社および子会社の状況

##### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                             | 資本金                     | 出資比率             | 主要な事業内容            |
|---------------------------------|-------------------------|------------------|--------------------|
| 富山小林製薬株式会社                      | 百万円<br>100              | %<br>100.0       | 医薬品等の製造            |
| 仙台小林製薬株式会社                      | 200                     | 100.0            | 医薬品等の製造            |
| 愛媛小林製薬株式会社                      | 77                      | 100.0            | 衛生用品、紙用品の製造        |
| 桐灰化学株式会社                        | 49                      | 100.0            | カイロ等の販売            |
| 桐灰小林製薬株式会社                      | 49                      | 100.0            | カイロ等の製造            |
| 小林製薬ブラックス株式会社                   | 95                      | 100.0            | 合成樹脂加工品の製造         |
| 小林ファーマスチカルズ オブ アメリカ インコーポレイティッド | 米ドル<br>1                | 100.0            | 資産管理               |
| 小林ヘルスケア オブ アメリカ インコーポレイティッド     | 6,200                   | 100.0            | 米国の家庭用品製造販売事業の持株会社 |
| ヒートマックス インコーポレイティッド             | 1,230,001               | 100.0<br>(100.0) | カイロ等の製造・販売         |
| グラバー インコーポレイティッド                | 323                     | 100.0<br>(100.0) | カイロ等の販売            |
| 小林ヘルスケア ヨーロッパ リミティッド            | 英ポンド<br>14,081          | 100.0            | 日用雑貨品の販売           |
| 上海小林日化有限公司                      | 中国元<br>160,326,485      | 100.0            | 日用雑貨品の製造・販売        |
| 小林製薬（香港）有限公司                    | 香港ドル<br>1,570,000       | 100.0            | 日用雑貨品等の販売          |
| 小林ファーマスチカル（シンガポール）プライベート リミティッド | シンガポール<br>ドル<br>300,000 | 100.0            | 日用雑貨品等の販売          |

(注) 出資比率欄の（ ）内の数字は、間接出資比率であります。

---

## (6) 主要な営業所および工場（平成25年3月31日現在）

### ① 当社

|         |          |
|---------|----------|
| 本社      | (大阪市中央区) |
| 大阪工場    | (大阪市淀川区) |
| 中央研究所   | (大阪府茨木市) |
| 東京製品営業所 | (東京都江東区) |
| 大阪製品営業所 | (大阪府茨木市) |

### ② 子会社

|                      |           |
|----------------------|-----------|
| 富山小林製薬株式会社           | (富山県富山市)  |
| 仙台小林製薬株式会社           | (宮城県黒川郡)  |
| 愛媛小林製薬株式会社           | (愛媛県新居浜市) |
| 桐灰化学株式会社             | (大阪市淀川区)  |
| 桐灰小林製薬株式会社           | (兵庫県三田市)  |
| 小林製薬プラックス株式会社        | (富山県富山市)  |
| ヒートマックス インコーポレーティッド  | (米国)      |
| グラバー インコーポレーティッド     | (米国)      |
| 小林ヘルスケア ヨーロッパ リミティッド | (英国)      |
| 上海小林日化有限公司           | (中国)      |
| 小林製薬(香港)有限公司         | (中国)      |
| 小林ファーマスーティカル(シンガポール) | (シンガポール)  |
| プライベート リミティッド        |           |

**(7) 使用人の状況**（平成25年3月31日現在）**① 当社グループの使用人の状況**

| 使用人数          | 前連結会計年度末比増減  |
|---------------|--------------|
| 2,204 (506) 名 | -210 (-38) 名 |

（注）パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**② 当社の使用人の状況**

| 使用人数          | 前事業年度末比増減   | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------------|-------------|-------|--------|
| 1,097 (221) 名 | +35 (-12) 名 | 39.5歳 | 13.6年  |

（注）パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況**（平成25年3月31日現在）

該当事項はありません。

**(9) その他当社グループの現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

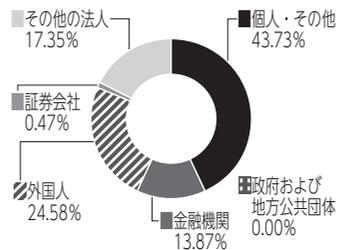
### (1) 株式の状況 (平成25年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 170,100,000株
- ② 発行済株式の総数 42,525,000株
- ③ 株主数 13,060名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株主名                                       | 持株数     | 持株比率  |
|-------------------------------------------|---------|-------|
| 小林章浩                                      | 4,632千株 | 11.3% |
| 公益財団法人小林国際奨学財団                            | 3,000   | 7.3   |
| 井植由佳子                                     | 2,596   | 6.3   |
| ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー              | 1,702   | 4.1   |
| ステート ストリート バンク アンド トラストカンパニー 505223       | 1,545   | 3.7   |
| 渡部育子                                      | 1,275   | 3.1   |
| ザチエス マンハッタン バンク エイイ ロンドン エス エル オムニバス アカウト | 1,260   | 3.0   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                  | 1,151   | 2.8   |
| 宮田彰久                                      | 1,148   | 2.8   |
| 有限会社 鵬                                    | 1,089   | 2.6   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,576,537株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 所有者別株式分布状況



## (2) 会社役員の状況

### ① 取締役および監査役の状況（平成25年3月31日現在）

| 会社における地位 | 氏名    | 担当                  | 重要な兼職の状況                                                                  |
|----------|-------|---------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長  | 小林 一雅 |                     | 桐灰化学株式会社 代表取締役会長<br>公益財団法人小林国際奨学財団 理事長                                    |
| 代表取締役社長  | 小林 豊  |                     | 株式会社メディコン 代表取締役副会長                                                        |
| 専務取締役    | 小林 章浩 | 製品事業統括本部長           |                                                                           |
| 専務取締役    | 辻野 隆志 | 製品事業統括本部<br>薬粧品事業部長 |                                                                           |
| 常務取締役    | 山根 聡  | グループ統括本社<br>本部長     |                                                                           |
| 社外取締役    | 辻 晴雄  |                     | シャープ株式会社 特別顧問<br>野村ホールディングス株式会社 社外取締役<br>野村證券株式会社 社外取締役<br>セーレン株式会社 社外取締役 |
| 常勤監査役    | 平岡 正啓 |                     |                                                                           |
| 常勤監査役    | 後藤 寛  |                     |                                                                           |
| 社外監査役    | 林 浩志  |                     | 税理士（林税理士事務所）<br>田淵電機株式会社 社外監査役                                            |
| 社外監査役    | 酒井 竜児 |                     | 弁護士（長島・大野・常松法律事務所パートナー）<br>東京エレクトロン株式会社 社外監査役                             |

- (注) 1. 当社は執行役員制度を導入しており、取締役の小林 豊、小林章浩、辻野隆志、山根 聡の各氏（4名）は執行役員を兼務しております。この他、平成25年3月31日現在の執行役員は、堀内 晋、野本 宏、山本英嗣、森谷邦男、難波俊夫、西岡哲志、香月一幸、田中健一郎、宮西一仁の各氏（9名）が在任しております。
2. 取締役 辻 晴雄氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 林 浩志氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役 酒井竜児氏は、弁護士の資格を有しており、法律の見地から当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有しております。

## ② 事業年度中に退任した取締役

田中正昭氏は、平成24年6月28日開催の当社第94期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

## ③ 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員      | 支給額            |
|------------------|-----------|----------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 7名<br>(1) | 535百万円<br>(19) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(2)  | 52<br>(14)     |
| 合 計              | 11        | 587            |

- (注) 1. 当社取締役は、上記支給額以外に使用人としての給与の支給を受けておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の当社第91期定時株主総会において年額700百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成21年6月26日開催の当社第91期定時株主総会において年額80百万円以内と決議されております。

④ 社外役員に関する事項

a. 取締役 辻 晴雄

| 項 目                                          | 内 容                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (a) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 | 特記すべき事項はありません。                                                                                                                                                                                                            |
| (b) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係 | 野村ホールディングス株式会社の社外取締役、野村證券株式会社の社外取締役およびセーレン株式会社の社外取締役を兼任しております。野村證券株式会社と、当社とは、当社持株会の事務手続きの委託やアドバイザリー契約等を締結しておりますが、同氏は両社において社外取締役であり、直接業務執行に携わっていないため、独立性に問題はないと判断しております。また、当社と野村ホールディングス株式会社およびセーレン株式会社との間には特記すべき関係はありません。 |
| (c) 当事業年度における主な活動状況                          | 取締役会には17回中17回出席し、企業経営に関する豊富な経験に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                                                                                                                                 |
| (d) 責任限定契約の内容の概要                             | 社外取締役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任につきまして、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度としております。                                                                                                  |

## b. 監査役 林 浩志

| 項 目                                          | 内 容                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (a) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 | 林税理士事務所において税理士業を兼職しております。当社と同事務所との間には特記すべき関係はありません。                                                                                              |
| (b) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係 | 田淵電機株式会社の社外監査役を兼任しております。当社と同社との間には特記すべき関係はありません。                                                                                                 |
| (c) 当事業年度における主な活動状況                          | 取締役会への出席状況および発言状況は、取締役会に17回中17回出席し、税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会への出席状況および発言状況は、監査役会に14回中14回出席し、税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| (d) 責任限定契約の内容の概要                             | 社外監査役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任につきまして、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度としております。                         |

## c. 監査役 酒井竜児

| 項 目                                          | 内 容                                                                                                                                              |
|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (a) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係 | 長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士として弁護士業を兼職しております。当社は同事務所に対して法的助言業務を委託しておりますが、酒井竜児氏は当社からの委託業務を担当しておりません。                                                    |
| (b) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係 | 東京エレクトロン株式会社の社外監査役を兼任しております。当社と同社との間には特記すべき関係はありません。                                                                                             |
| (c) 当事業年度における主な活動状況                          | 取締役会への出席状況および発言状況は、取締役会に17回中16回出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。監査役会への出席状況および発言状況は、監査役会に14回中14回出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| (d) 責任限定契約の内容の概要                             | 社外監査役としての任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合における損害賠償責任につきまして、その職務を行うにつき善意にして且つ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項の規定する最低責任限度額をもって、その責任の限度としております。                         |

### (3) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

#### ② 報酬等の額

| 区 分                                  | 支 払 額 |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 65百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 67百万円 |

(注) 1. 在外連結子会社の計算書類の監査は、他の監査法人が行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である財務デューデリジェンス業務を委託し、対価を支払っております。

#### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人について、信頼関係を失わしめる重大事由または職務の遂行に支障をきたす事由が生じたときは、監査役会の同意を得た上で、この解任または不再任を株主総会の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人について、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると監査役全員が判断した場合、これを解任し、その他の理由により独立性の維持ができず、監査の公正さを担保できないなど、当社の監査業務に重大な支障をきたすおそれがあると判断した場合、この解任または不再任を株主総会の目的とすることを、取締役会に請求いたします。

また、取締役会より、会計監査人の解任または不再任について同意を求められた場合には、取締役会および会計監査人の双方に説明を求め、両者の意見を十分に検討した上で、同意の判断を行います。

### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を重要な経営政策のひとつと位置づけており、利益還元重視の姿勢をより強化していきます。また、高い成長性を維持する事業展開と健全な経営体質維持のために必要な内部留保を確保していきます。このため、当社は安定した配当を継続していくこと、および中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としながら、連結業績を反映した配当政策を進めていく考えであります。内部留保金につきましては、家庭用品製造販売事業の業容拡大を目指したM&Aおよび海外進出への積極的な投資に活用してまいります。

# 連結貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 第95期           | 科目               | 第95期           |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>    |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>94,353</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>34,477</b>  |
| 現金及び預金          | 45,862         | 支払手形及び買掛金        | 11,577         |
| 受取手形及び売掛金       | 30,818         | 短期借入金            | 4              |
| 有価証券            | 1,506          | 未払金              | 12,360         |
| たな卸資産           | 11,198         | リース債務            | 262            |
| 繰延税金資産          | 3,885          | 未払法人税等           | 4,091          |
| その他             | 1,141          | 未払消費税等           | 542            |
| 貸倒引当金           | △58            | 返品調整引当金          | 1,109          |
|                 |                | 賞与引当金            | 1,881          |
| <b>固定資産</b>     | <b>62,753</b>  | 事業整理損失引当金        | 1,047          |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>13,730</b>  | 資産除去債務           | 10             |
| 建物及び構築物         | 6,259          | その他              | 1,588          |
| 機械装置及び運搬具       | 2,410          | <b>固定負債</b>      | <b>7,757</b>   |
| 土地              | 3,425          | リース債務            | 163            |
| リース資産           | 385            | 退職給付引当金          | 4,883          |
| その他             | 1,248          | 役員退職慰労引当金        | 20             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>5,092</b>   | 資産除去債務           | 72             |
| のれん             | 3,637          | その他              | 2,616          |
| その他             | 1,454          | <b>負債合計</b>      | <b>42,234</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>43,930</b>  | <b>(純資産の部)</b>   |                |
| 投資有価証券          | 37,891         | <b>株主資本</b>      | <b>112,912</b> |
| 長期貸付金           | 416            | 資本金              | 3,450          |
| 繰延税金資産          | 324            | 資本剰余金            | 4,219          |
| 投資不動産           | 3,067          | 利益剰余金            | 109,946        |
| その他             | 2,366          | 自己株式             | △4,703         |
| 貸倒引当金           | △135           | その他の包括利益累計額      | 1,958          |
|                 |                | その他有価証券評価差額金     | 4,357          |
| <b>資産合計</b>     | <b>157,106</b> | 繰延ヘッジ損益          | 504            |
|                 |                | 為替換算調整勘定         | △2,904         |
|                 |                | 少数株主持分           | 0              |
|                 |                | <b>純資産合計</b>     | <b>114,872</b> |
|                 |                | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>157,106</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目             | 第95期    |
|----------------|---------|
| 売上高            | 121,532 |
| 売上原価           | 51,732  |
| 売上総利益          | 69,799  |
| 販売費及び一般管理費     | 52,895  |
| 営業利益           | 16,903  |
| 営業外収益          | 2,676   |
| 受取利息           | 197     |
| 受取配当金          | 275     |
| 受取ロイヤリティー      | 755     |
| 不動産賃貸料         | 275     |
| 持分法による投資利益     | 652     |
| 為替差益           | 257     |
| その他            | 261     |
| 営業外費用          | 902     |
| 支払利息           | 24      |
| 売上割引           | 727     |
| 不動産賃貸原価        | 74      |
| その他            | 75      |
| 経常利益           | 18,677  |
| 特別利益           | 2,661   |
| 固定資産売却益        | 0       |
| 投資有価証券売却益      | 192     |
| 関係会社株式売却益      | 2,285   |
| その他            | 183     |
| 特別損失           | 2,485   |
| 固定資産処分損        | 53      |
| 投資有価証券評価損      | 408     |
| 減損損失           | 301     |
| 製品不良関連損失       | 303     |
| 事業整理損失引当金繰入額   | 1,047   |
| その他            | 370     |
| 税金等調整前当期純利益    | 18,853  |
| 法人税、住民税及び事業税   | 7,422   |
| 法人税等調整額        | △745    |
| 法人税等合計         | 6,676   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 | 12,176  |
| 少数株主損失(△)      | △0      |
| 当期純利益          | 12,176  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目         |                      | 第95期    |         |
|-------------|----------------------|---------|---------|
| 株主資本        | 資本金                  | 当期首残高   | 3,450   |
|             |                      | 当期変動額   |         |
|             |                      | 当期変動額合計 | —       |
|             | 資本剰余金                | 当期末残高   | 3,450   |
|             |                      | 当期首残高   | 4,219   |
|             |                      | 当期変動額   |         |
|             | 利益剰余金                | 自己株式の処分 | 0       |
|             |                      | 当期変動額合計 | 0       |
|             |                      | 当期末残高   | 4,219   |
|             |                      | 当期首残高   | 101,127 |
|             |                      | 当期変動額   |         |
|             |                      | 剰余金の配当  | △3,357  |
|             | 自己株式                 | 当期純利益   | 12,176  |
|             |                      | 当期変動額合計 | 8,818   |
|             |                      | 当期末残高   | 109,946 |
|             | 株主資本合計               | 当期首残高   | △4,702  |
|             |                      | 当期変動額   |         |
|             |                      | 自己株式の取得 | △1      |
|             |                      | 自己株式の処分 | 0       |
|             |                      | 当期変動額合計 | △1      |
| 当期末残高       |                      | △4,703  |         |
| その他の包括利益累計額 | 当期首残高                | 104,094 |         |
|             | 当期変動額                |         |         |
|             | 剰余金の配当               | △3,357  |         |
|             | 当期純利益                | 12,176  |         |
|             | 自己株式の取得              | △1      |         |
|             | 自己株式の処分              | 0       |         |
| その他の評価差額金   | 当期変動額合計              | 8,817   |         |
|             | 当期末残高                | 112,912 |         |
|             | 当期首残高                | 1,998   |         |
|             | 当期変動額                |         |         |
|             | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 2,359   |         |
|             | 当期変動額合計              | 2,359   |         |
| 繰延ヘッジ損益     | 当期末残高                | 4,357   |         |
|             | 当期首残高                | △323    |         |
|             | 当期変動額                |         |         |
|             | 株主資本以外の項目の当期変動額 (純額) | 827     |         |
|             | 当期変動額合計              | 827     |         |
|             | 当期末残高                | 504     |         |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

(単位：百万円)

| 科 目                 |                     | 第95期                |              |
|---------------------|---------------------|---------------------|--------------|
| その他の包括利益累計額         | 為替換算調整勘定            | 当期首残高               | △4,050       |
|                     |                     | 当期変動額               |              |
|                     |                     | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 1,146        |
|                     |                     | <b>当期変動額合計</b>      | <b>1,146</b> |
|                     | その他の包括利益累計額合計       | 当期末残高               | △2,904       |
|                     |                     | 当期首残高               | △2,374       |
|                     |                     | 当期変動額               |              |
|                     |                     | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,333        |
|                     |                     | <b>当期変動額合計</b>      | <b>4,333</b> |
|                     |                     | <b>当期末残高</b>        | <b>1,958</b> |
| 新株予約権               | 当期首残高               | 159                 |              |
|                     | 当期変動額               |                     |              |
|                     | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △159                |              |
|                     | <b>当期変動額合計</b>      | <b>△159</b>         |              |
| 少数株主持分              | 当期末残高               | —                   |              |
|                     | 当期首残高               | —                   |              |
|                     | 当期変動額               |                     |              |
|                     | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 0                   |              |
| 純資産合計               | <b>当期変動額合計</b>      | <b>0</b>            |              |
|                     | <b>当期末残高</b>        | <b>0</b>            |              |
|                     | 当期首残高               | 101,879             |              |
|                     | 当期変動額               |                     |              |
|                     | 剰余金の配当              | △3,357              |              |
|                     | 当期純利益               | 12,176              |              |
|                     | 自己株式の取得             | △1                  |              |
|                     | 自己株式の処分             | 0                   |              |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 4,175               |                     |              |
| <b>当期変動額合計</b>      | <b>12,993</b>       |                     |              |
| <b>当期末残高</b>        | <b>114,872</b>      |                     |              |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表 (平成25年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 第95期           | 科目               | 第95期           |
|-----------------|----------------|------------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                | <b>(負債の部)</b>    |                |
| <b>流動資産</b>     | <b>82,361</b>  | <b>流動負債</b>      | <b>33,933</b>  |
| 現金及び預金          | 43,451         | 支払手形             | 929            |
| 受取手形            | 44             | 買掛金              | 10,499         |
| 売掛金             | 26,721         | 関係会社短期借入金        | 5,202          |
| 有価証券            | 1,506          | リース債務            | 57             |
| 製品・商品           | 5,287          | 未払金              | 11,194         |
| 仕掛品             | 407            | 未払費用             | 609            |
| 原材料・貯蔵品         | 561            | 未払法人税等           | 3,166          |
| 前払費用            | 505            | 未払消費税等           | 199            |
| 繰延税金資産          | 3,028          | 預り金              | 88             |
| 関係会社短期貸付金       | 519            | 賞与引当金            | 1,297          |
| その他             | 341            | 返品調整引当金          | 642            |
| 貸倒引当金           | △14            | 資産除去債務           | 10             |
|                 |                | その他              | 36             |
| <b>固定資産</b>     | <b>64,769</b>  | <b>固定負債</b>      | <b>6,623</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>6,875</b>   | 預り保証金            | 467            |
| 建物              | 3,239          | リース債務            | 45             |
| 構築物             | 134            | 長期未払金            | 1,412          |
| 機械装置            | 373            | 退職給付引当金          | 4,157          |
| 工具器具備品          | 873            | 資産除去債務           | 72             |
| 土地              | 2,101          | 繰延税金負債           | 468            |
| リース資産           | 79             |                  |                |
| その他             | 73             | <b>負債合計</b>      | <b>40,557</b>  |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>1,198</b>   | <b>(純資産の部)</b>   |                |
| のれん             | 24             | <b>株主資本</b>      | <b>102,211</b> |
| 商標権             | 319            | 資本金              | 3,450          |
| ソフトウェア          | 820            | 資本剰余金            | 4,219          |
| リース資産           | 14             | 資本準備金            | 4,183          |
| その他             | 20             | その他資本剰余金         | 35             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>56,695</b>  | <b>利益剰余金</b>     | <b>99,245</b>  |
| 投資有価証券・出資金      | 33,806         | 利益準備金            | 340            |
| 関係会社株式          | 17,464         | その他利益剰余金         | 98,905         |
| 関係会社出資金         | 620            | 開発積立金            | 330            |
| 長期貸付金           | 40             | 別途積立金            | 87,292         |
| 関係会社長期貸付金       | 373            | 繰越利益剰余金          | 11,282         |
| 長期前払費用          | 830            | <b>自己株式</b>      | <b>△4,703</b>  |
| 投資不動産           | 2,262          | 評価・換算差額等         | 4,363          |
| その他             | 1,429          | その他有価証券評価差額金     | 4,322          |
| 貸倒引当金           | △133           | 繰延ヘッジ損益          | 40             |
| <b>資産合計</b>     | <b>147,131</b> | <b>純資産合計</b>     | <b>106,574</b> |
|                 |                | <b>負債及び純資産合計</b> | <b>147,131</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類等

監査報告書

## 損益計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目           | 第95期    |
|--------------|---------|
| 売上高          | 108,992 |
| 売上原価         | 51,888  |
| 売上総利益        | 57,104  |
| 販売費及び一般管理費   | 44,420  |
| 営業利益         | 12,684  |
| 営業外収益        | 4,505   |
| 受取利息         | 203     |
| 受取配当金        | 2,650   |
| 受取ロイヤリティー    | 725     |
| 不動産賃貸料       | 416     |
| その他賃貸料       | 58      |
| 為替差益         | 282     |
| その他          | 170     |
| 営業外費用        | 888     |
| 支払利息         | 19      |
| 売上割引         | 571     |
| 不動産賃貸原価      | 179     |
| その他賃貸原価      | 58      |
| その他          | 60      |
| 経常利益         | 16,301  |
| 特別利益         | 2,851   |
| 固定資産売却益      | 0       |
| 投資有価証券売却益    | 2,691   |
| その他          | 159     |
| 特別損失         | 1,209   |
| 固定資産処分損      | 19      |
| 投資有価証券評価損    | 408     |
| 関係会社株式評価損    | 14      |
| 減損損失         | 153     |
| 製品不良関連損失     | 303     |
| その他          | 310     |
| 税金等調整前当期純利益  | 17,942  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 5,878   |
| 法人税等調整額      | △785    |
| 当期純利益        | 12,849  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書 (平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                |                | 科目             | 第95期           |          |       |
|----------------|----------------|----------------|----------------|----------|-------|
| 株主資本           | 資本金            | 当期首残高          | 3,450          |          |       |
|                |                | 当期変動額          |                |          |       |
|                |                | <b>当期変動額合計</b> | <b>-</b>       |          |       |
|                |                |                | 当期末残高          | 3,450    |       |
|                | 資本剰余金          | 資本準備金          | 当期首残高          | 4,183    |       |
|                |                |                | 当期変動額          |          |       |
|                |                |                | <b>当期変動額合計</b> | <b>-</b> |       |
|                |                |                |                | 当期末残高    | 4,183 |
|                |                | その他資本剰余金       | 当期首残高          | 35       |       |
|                |                |                | 当期変動額          |          |       |
|                |                |                | 自己株式の処分        | 0        |       |
|                |                |                | <b>当期変動額合計</b> | <b>0</b> |       |
|                |                |                |                | 当期末残高    | 35    |
|                |                | 合計             | 当期首残高          | 4,219    |       |
|                | 当期変動額          |                |                |          |       |
|                | <b>当期変動額合計</b> |                | <b>0</b>       |          |       |
|                |                |                | 当期末残高          | 4,219    |       |
|                | 利益剰余金          | 利益準備金          | 当期首残高          | 340      |       |
|                |                |                | 当期変動額          |          |       |
|                |                |                | <b>当期変動額合計</b> | <b>-</b> |       |
|                |                |                | 当期末残高          | 340      |       |
| 開発積立金          |                | 当期首残高          | 330            |          |       |
|                |                | 当期変動額          |                |          |       |
|                |                | <b>当期変動額合計</b> | <b>-</b>       |          |       |
|                |                |                |                | 当期末残高    | 330   |
|                |                | 別途積立金          | 当期首残高          | 80,492   |       |
|                |                |                | 当期変動額          |          |       |
| 別途積立金の積立       |                |                | 6,800          |          |       |
| <b>当期変動額合計</b> |                | <b>6,800</b>   |                |          |       |
|                |                |                | 当期末残高          | 87,292   |       |
| 繰越利益剰余金        |                | 当期首残高          | 8,590          |          |       |
|                |                | 当期変動額          |                |          |       |
|                | 別途積立金の積立       | △6,800         |                |          |       |
|                | 剰余金の配当         | △3,357         |                |          |       |
|                | 当期純利益          | 12,849         |                |          |       |
|                | <b>当期変動額合計</b> | <b>2,692</b>   |                |          |       |
|                |                |                | 当期末残高          | 11,282   |       |
| 利益剰余金合計        | 当期首残高          | 89,753         |                |          |       |
|                | 当期変動額          |                |                |          |       |
|                | 別途積立金の積立       |                |                |          |       |
|                | 剰余金の配当         | △3,357         |                |          |       |
|                | 当期純利益          | 12,849         |                |          |       |
|                | <b>当期変動額合計</b> | <b>9,492</b>   |                |          |       |
|                |                | 当期末残高          | 99,245         |          |       |

(単位：百万円)

| 科 目            |                     | 第95期                |        |
|----------------|---------------------|---------------------|--------|
| 株主資本           | 自己株式                | 当期首残高               | △4,702 |
|                |                     | 当期変動額               |        |
|                |                     | 自己株式の取得             | △1     |
|                |                     | 当期変動額合計             | △1     |
|                | 当期末残高               | △4,703              |        |
|                | 株主資本合計              | 当期首残高               | 92,720 |
|                |                     | 当期変動額               |        |
| 剰余金の配当         |                     | △3,357              |        |
| 当期純利益          |                     | 12,849              |        |
| 自己株式の取得        |                     | △1                  |        |
| 自己株式の処分        |                     | 0                   |        |
| 当期変動額合計        | 9,491               |                     |        |
| 当期末残高          | 102,211             |                     |        |
| 評価・換算差額等       | その他の有価証券<br>評価差額金   | 当期首残高               | 1,978  |
|                |                     | 当期変動額               |        |
|                |                     | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,343  |
|                |                     | 当期変動額合計             | 2,343  |
|                | 当期末残高               | 4,322               |        |
|                | 繰延ヘッジ<br>損益         | 当期首残高               | △16    |
|                |                     | 当期変動額               |        |
|                |                     | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 57     |
|                |                     | 当期変動額合計             | 57     |
|                | 当期末残高               | 40                  |        |
| 評価・換算<br>差額等合計 | 当期首残高               | 1,962               |        |
|                | 当期変動額               |                     |        |
|                | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,400               |        |
|                | 当期変動額合計             | 2,400               |        |
| 当期末残高          | 4,363               |                     |        |
| 新株予約権          | 当期首残高               | 159                 |        |
|                | 当期変動額               |                     |        |
|                | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | △159                |        |
|                | 当期変動額合計             | △159                |        |
| 当期末残高          | —                   |                     |        |
| 純資産合計          | 当期首残高               | 94,841              |        |
|                | 当期変動額               |                     |        |
|                | 剰余金の配当              | △3,357              |        |
|                | 当期純利益               | 12,849              |        |
|                | 自己株式の取得             | △1                  |        |
|                | 自己株式の処分             | 0                   |        |
|                | 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | 2,241               |        |
|                | 当期変動額合計             | 11,732              |        |
| 当期末残高          | 106,574             |                     |        |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

小林製薬株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 西原 健 二 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 押谷 崇 雄 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、小林製薬株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、小林製薬株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月16日

小林製薬株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

|                    |       |      |   |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 西原健二 | Ⓔ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 押谷崇雄 | Ⓔ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、小林製薬株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程等に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている内部統制システム（取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）について、取締役および従業員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月27日

小林製薬株式会社 監査役会

常勤監査役 平岡正啓 ㊞

常勤監査役 後藤寛 ㊞

社外監査役 林浩志 ㊞

社外監査役 酒井竜児 ㊞

以上

# 株主総会会場ご案内図

**会場:** 大阪府豊中市新千里東町一丁目4番2号  
千里ライフサイエンスセンター 5階「ライフホール」

**電話番号:** (06) 6873-2010

**ご案内:** 【北大阪急行電鉄（地下鉄御堂筋線）の『千里中央駅』】北改札口（北出口）徒歩2分  
【大阪モノレールの『千里中央駅』】改札口徒歩8分

地下鉄やモノレール等の交通機関をご利用  
くださいますようお願い申し上げます。

## 大阪モノレール ご利用の場合



1 大阪モノレール千里中央駅改札口付近



2 せんちゅうパル南広場付近（アーケード方向へ）



3 せんちゅうパル南側2階アーケード付近



4 せんちゅうパル北側2階アーケード付近  
(7の方へ)



## 北大阪急行電鉄 （地下鉄御堂筋線） ご利用の場合



5 北大阪急行千里中央駅北改札口



6 せんちゅうパル北側1階付近（2階へ）



7 せんちゅうパル北側2階付近（右手の陸橋へ）



8 千里ライフサイエンスセンター前

### ▶ 北大阪急行電鉄（地下鉄御堂筋線）の「千里中央駅」までの主要アクセス

■ 新大阪駅より北大阪急行電鉄（地下鉄御堂筋線）の「千里中央行き」で終点にて下車（所要時間約20分）

■ 梅田駅より北大阪急行電鉄（地下鉄御堂筋線）の「千里中央行き」で終点にて下車（所要時間約27分）

■ 関西国際空港駅より南海電鉄の「難波行き」に乗車後、終点「難波駅」にて北大阪急行電鉄（地下鉄御堂筋線）へ乗り換え。「千里中央行き」に乗車後、終点にて下車（所要時間約100分）

### ▶ 大阪モノレールの「千里中央駅」までの主要アクセス

■ 大阪空港駅（伊丹空港駅）より大阪モノレールの「門真市行き」に乗車後、「千里中央駅」にて下車（所要時間約25分）